

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、事務職として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅から自転車で最寄駅まで出勤する途中、C市内の交差点において、乗用車と衝突し、負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、D病院に救急搬送され、同年〇月〇日、E整形外科に転医し「左膝内側側幅靭帯損傷、右膝挫傷」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件障害給付請求書裏面の診断書及び障害の状態に関する申立書から、請求人に残存する障害として評価すべきものは、受傷部位である右膝及び左膝の機能障害と神経症状であると認められる。

(2) 改めて、本件における一件記録を精査したが、請求人の両膝には引用する認定基準に該当する可動域制限は確認できず、また、受傷部位における疼痛は確認できるも、強度の疼痛を発症し得るとする客観的所見は認められない。

そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人には、受傷部位の両膝にそれぞれ神経症状(障害等級14級の9)が認められるところ、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級に該当するものと判断する。

(3) 請求人は、本件事故が原因で坐骨神経痛を発症した旨主張するが、上記F医師作成の診断書を含む受診記録等一件記録を精査するも、同主張を裏付ける医学的根拠を見いだすことはできない。

また、請求人は、先行する自賠責保険で後遺障害第12級と認定されている旨をも主張するが、自賠責保険と労災保険は制度の趣旨、目的が異なり、後遺障害について必ずしも同一の評価がなされるものではないことを申し添える。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。